

## 第 57 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 27 年 2 月 19 日（木）14:27～16:29

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村部会長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 未諮問基幹統計の確認について（民間給与実態統計）
- (2) 未諮問基幹統計の確認について（木材統計）
- (3) 未諮問基幹統計の確認について（家計統計）
- (4) 未諮問基幹統計の確認について（地方公務員給与実態統計）
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 未諮問基幹統計の確認について（民間給与実態統計）

事務局から資料 1－1 及び資料 1－2、国税庁から資料 1－3 に基づいて説明が行われた後、以下のとおり確認と意見交換が行われた。

- ・源泉所得税額（総額）等の推計の際、集計値に回収率の逆数を乗じていることを国税庁ホームページに明示されたい。
- ・資料 1－3 の 2 ページにある回収率とは何か。

→例えば、調査票を 100 事業所に発送し 60 事業所から返送があれば 60%の回収率ということになる。

- ・退職所得については別の統計があるのか。現物給与とは何か。
- 退職所得に関しては業務統計で出している。現物給与とは金銭支給以外の経済的利益をもって支給される給与であり、税務上は原則として給与所得に該当。
- ・資料1－3の11ページの注意書きによれば、国税庁では年間給与所得額が500万円超の者のみ正しく源泉徴収されているかをチェックし、同500万円未満の者は市区町村がチェックするということか。
- 市区町村には年間給与所得500万円以下でも事業所から給与支払報告書が提出されるが、国税庁には税法上同500万円超等の源泉徴収票のみ法定調書として提出される。したがって、悉皆的に源泉徴収票を有しているわけではないが、必要に応じて税務調査等により所得等を捕捉している。
- ・既に国税庁が有している行政記録情報を活用して報告者負担の軽減を検討する余地はあるか。
- 国税庁に全ての源泉徴収票が提出されているわけではないため、簡単にはいれないが、調査票の記入者負担については常に意識していかなければならないと考えている。
- ・人事院の職種別民間給与実態調査との比較について、学歴等の項目が調査できればほぼ同じデータが出せるのではないか。
- 人事院の調査では、官民比較のため、実地調査により役職や初任給等を詳細に調査しており、民間給与実態統計で同様の調査を行うことは困難。
- 官民比較をする場合は人事院のデータを利用した方が適切ということか。
- 民間給与実態統計では、官民を類似する条件で比較できるような学歴や職務等の調査を行っていない。
- ・税務署は全ての源泉徴収票を保有しているのではないか。
- 確定申告により税務署に提出された源泉徴収票は保有しているが、年末調整で完結する給与所得者の源泉徴収票については（法定調書として提出されるものを除き）保有していない。
- ・2箇所以上の事業所からの給与受取者の識別は可能か。
- 事業所に対するサンプル調査により行っている調査のため、2箇所以上の事業所から給与の支払いを受ける給与所得者の識別は出来ない。

(まとめ)

- ・民間給与実態統計は、賃金構造基本統計や毎月勤労統計といった賃金関係の基幹統計がある中で、他の統計調査では捕捉していない所得税額や税額控除等の調査を通じ、租税収入の見積りや税務行政運営の基本資料とするために行われていることが明確化。
- 調査票の記入実務まで非常に詳しく説明され、労働時間等を追加的に調査する場合の報告者負担の増加についても理解が深化。
- 今後、表章形式の見直しによる提供情報の充実やオンライン調査の拡大、統計作成

の効率性の向上について不断の検討を進めていくことが必要。

(2) 未諮問基幹統計の確認について（木材統計）

事務局から資料 2-1 及び資料 2-2、農林水産省から資料 2-3 に基づいて説明が行われた後、以下のとおり確認と意見交換が行われた。

- ・一般統計調査の木材流通統計調査との統合も有り得るのではないか。
- ・報告者数の少ない統計のオンライン化を進めることについては費用対効果の観点から、どのように考えているか。

→それほどコストがかからない全調査対象への ID 発行により、オンライン回答率を向上させたい。

- ・調査対象としている製材工場等から、工場の現状等について定期的な届出が義務付けられているのか。工場動力の出力も併せて報告されるのか。母集団情報は常に確実に使える状況か。

→工場から当方に届出はなく、母集団は工業統計から作成。ただし、工業統計には出力等の情報は入っていないため、その他の情報から動力情報を入手し工場の階層分けを実施。

(まとめ)

木材統計は、森林・林業基本計画や木材需給表の基礎資料のほか、四半期 GDP 速報推計などに幅広く利用されており、重要な統計。歴史的には、昭和 28 年から実施されているが、平成 17 年に大幅な見直しを行ってきており、社会経済状況の変化にも一定程度対応。調査方法としては、製材用動力の出力数 75.0KW 以上の製材工場を悉皆、それ未満を標本調査にしているが、これは、製材産業の構造を反映しているものと判断。

ただし、他統計調査との統合や報告者のコストベネフィットについて要検討。オンライン調査については、調査結果の精度を維持・向上させる方向で検討されたい。

(3) 未諮問基幹統計の確認について（家計統計）

西村部会長より、12 月 8 日の第 55 回基本計画部会での家計統計に係る確認時に部会長預かりとなった事項を整理した結果について、部会での議論も振り返りつつ以下のとおり説明があり、その後、意見交換が行われた。

- ・家計統計は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、集計結果の公表の充実に取り組んできており、この点は高く評価。一方、12 月の部会では、共働き世帯を十分にとらえられていないのではないかと、誤差率が他の統計に比べ大きいのではないかと、他の統計の動きと比べても無視できないような乖離が生じているのではないかとという現状認識も示された。家計統計が、調査員の努力に支えられて維持されてきた調査であるという現状認識も重要。

・家計統計の将来に向けた検討については、今後の家計統計の継続性の観点からは、「記入者負担の軽減」を念頭に検討を進めていくべきであり、電子家計簿によるオンラ

イン化やスマートフォンを使った入力への導入に向けた検討を引き続き行っていくことが重要。しかし、その導入に当たり、調査員の負担やオンライン調査の回答率等も含めたコスト面での検討も必要であり、また、電子家計簿の検討に当たり、既に民間企業で運用されている状況も勘案しつつ、記入精度の確保の面等からも検討を進めていく必要。このほか、高齢単身世帯が増加する中での入力への簡便化や調査員による記入支援、家計の個計化の進展に応じた調査方法という論点もある。

- ・ 標本設計については、調査結果の振れを小さくする手法について検討すべきとの御指摘があったが、有業人員について集計上の補正を行う方法などについても調査研究を進めることは有意義。また、家計調査を補完する家計消費状況調査の公表の早期化については、ユーザー側にとって有益と考えられ、この方向で検討を進めていくことは重要。
- ・ 情報提供・利活用の向上については、とりわけ政策部局における家計統計に対する正しい理解が必要であるとの指摘があり、サンプルの分布などの必要な情報も含めた統計利用上の留意点などを積極的に情報提供していくことが必要。
- ・ 家計調査なしでは現在のQEの推計は無理。QEはその時点で使える情報を使用しているため、家計消費状況調査の速報の早期化を実現して、家計調査とうまく組み合わせていくべき。
- ・ 家計消費状況調査の公表時期の早期化はユーザーにとって有益であるが、家計消費状況調査は、家計統計に比べサンプル数も多く回答項目もシンプルである割に振れが大きい。このため、公表を早期化すれば問題が解消するというものではない、というのがヘビーユーザーとしての見方である。また、家計統計や家計消費状況調査をQEに使うべきかどうかは、この場で議論すべき事項ではないかもしれないが、需要側と供給側をほぼ1対1のウエイトで利用している現状の推計方法が良いかどうかは検討すべき課題である。

#### (4) 未諮問基幹統計の確認について（地方公務員給与実態統計）

総務省政策統括官室から資料3-1、総務省自治行政局から資料3-2に基づいて説明が行われた後、以下のとおり確認と意見交換が行われた。

- ・ 職員記入欄の記入者については、今後、地方公共団体等も含めた関係者の意見等を踏まえて見直しが必要であれば見直すという理解で良いか。  
→よく現場の声を聴きながら対応していきたい。  
→見直しが必要であれば見直す、という趣旨で良いか。  
→その趣旨です。
- ・ 今後、地方公共団体等の関係者の意見を踏まえて、改善すべき点を改善していただきたい。地方自治法に基づき行われている附帯調査の結果は、基幹統計調査の結果と一体的に利用されるという観点から、今後とも統計として一体性を維持してほしい。

(まとめ)

地方公務員給与実態統計は、その歴史は古く、かつ、地方財政計画作成の基礎資料などとして幅広く利用されており、重要な統計。ただし、電子媒体による情報提供について充実を求める指摘や、基幹統計調査に関して調査事項の簡素化、職員記入欄の見直しを求める指摘あり。

したがって、今後、電子媒体による情報提供の充実に加え、職員記入欄については、記入欄の項目も含め関係者の意見を踏まえ、必要に応じて見直すなど対応を検討されたい。なお、総務省政策統括官室や統計局は、自治行政局と意見交換を密にし、今後の見直しについて積極的にサポートされたい。

(5) その他

ア 審議結果報告書の構成案について

事務局から資料4に基づき説明が行われた後、審議が行われ、原案のとおり了承された。なお、今後の進め方については、部会長と事務局で相談の上、審議結果報告書の案を作成し、各委員の意見を聴取した上で次回の基本計画部会に審議結果報告書案を提示することとされた。

主な意見等は以下のとおり。

- ・調査実施者にいくつか要望を出したが、それで統計調査を変更するとなると諮問を起こすということか、諮問を義務づけるということか。  
→今回は確認であり、義務づけということではない。今後、検討した結果、実際に調査方法や内容について変更を加える場合には諮問が必要になり、そこでもう一度議論される。また、昨年10月に決定した取組方針で「改正を求める事項が指摘された場合は自律的な改善を図るためには一定の期間が必要であり、次年度以降の統計法施行状況審議の中でフォローアップしていく」としたように、状況確認は法施行状況報告という枠組みのもとで行いたい。
- ・審議結果報告書の構成案や、審議結果として5つの統計について委員長がまとめてこられた方向性には賛成。その上で、個々の統計の課題だけでなく、横断的にみて、日本の統計体系はこんなことを考えなければいけないのではないかという趣旨のことがサマリーに書けないだろうか。あまり各省にオブリゲーションを課すような書き方は出来ないが、統計委員会として今後の展望や期待を込められたらよいと思う。  
→趣旨は同感である。ただし、話が大きくなってしまうので、今回の報告書に間に合うかということと、横断的にみるときの基本的な見方やそれぞれの課題について議論を十分にしていないことがある。そう考えると、次年度以降行う法施行状況報告審議の中で場を設けて議論をすることとし、今回の報告書ではその頭出しをするという形が一番自然と思う。次年度以降、どのようにすべきかをきちんとした形で考えていきたい。

イ 部会長の指名について

北村委員が、西村部会長から部会長代理に指名された。

ウ 次回の予定について

次回の基本計画部会は、3月23日（月）の10時から。詳細は別途連絡する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>